しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、起伏の激しい急峻な地形を通過する２車線の道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配の規定値を満たさない箇所が存在していることによる死傷事故が発生している。

加えて、但馬地域は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）に基づく豪雪地帯に指定されているとともに、香美町香住区下浜から新温泉町久谷までの現道を含む9.6㎞の区間が異常気象時通行規制区間に指定されていることから、現道は積雪や大雨による通行止めが行われている上に、現道の新温泉町対田から福富までの区間は過去に二級河川岸田川水系久斗川の氾濫による冠水で通行止めが発生しているため、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

さらに、但馬地域で唯一の三次医療機関である公立豊岡病院（以下「豊岡病院」という。）では、豊岡病院の医師・看護師等が同乗して搬送途上へ出動するドクターカーを配備しているが、新温泉町は但馬地域の５市町のうち豊岡病院からみて最も遠いことから、搬送時間がかかり、救急医療活動の迅速な開始ができていない状況にある。

このような状況に対処するため、香美町香住区余部字白山田地内の余部インターチェンジ（以下、インターチェンジを「ＩＣ」という。）から新温泉町栃谷字川久保地内の浜坂ＩＣ（仮称）までの延長9.8㎞を全体計画区間として定め、道路構造令第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を新たに整備する「一般国道178号改築工事（浜坂道路）及びこれに伴う県道拡幅工事（以下「本件事業」という。）を計画したものである。

本件事業の完成により、積雪や大雨時に通行止めが行われる上に冠水被害の危険性がある区間を回避した、良好な線形で、十分な幅員を有する２車線の自動車専用道路が整備されることから、事故や通行止めの減少を図ることができ、災害時及び異常気象時などにおける緊急輸送道路としての機能が向上するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保や但馬地域の救急医療体制の強化に寄与することになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果、騒音、大気質、振動のいずれについても環境保全目標を満足することが確認できた。

また、同調査によると、本件事業地内及びその周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動物種であるクマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、サンショウクイ、カスミサンショウウオ、カマキリ、ナタネキバサナギガイ等が確認されている。

このうち、クマタカ、ハヤブサ、サシバ、サンショウクイについては、本件事業地内で営巣地や繁殖に係る行動は確認されておらず、周辺に類似した生息環境が広く分布するため主な生息環境は現状どおり保全されることなどから影響は小さいとされている。

その他の動物については、一部生息環境の消失が生じる可能性があるが、工事前に立会を行い、生息が確認された場合には、専門家の指導を受けながら、類似の生息地への移植、産卵池の整備、卵塊の移動を行うなど、適切な環境保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、タジマタムラソウ及びスズメハコベ等、準絶滅危惧種として掲載されているカキツバタ等が確認されている。工事による地形改変により、一部生育環境の消失が生じることがあったとしても、周辺に同様の生育環境が広く残されること、また、事業による影響が認められる場合には、専門家の指導を受けながら移植等の保全対策を講じること等から、影響は少ないと判断されている。

また、本件事業地内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地およびその可能性のある箇所が17箇所あり、確認調査を行ったところ、４箇所において埋蔵文化財の存在が確認された。このうち、２箇所については、本発掘調査を実施し、兵庫県教育委員会と協議の上、適切に記録保存を行っている。残りの２箇所についても本発掘調査を実施中であり、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な自動車交通の確保や但馬地域の救急医療体制の強化を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づき、バイパス方式により２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、集落等を極力回避しつつ余部ＩＣと浜坂ＩＣとを最短で結ぶ案（以下「申請案」という。）のほか、南側の谷筋へ大きく迂回する案及び現道の北側を道路区域に沿って通過する案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、宅地の潰地面積が３案中最も少ないなど、地域に与える社会的影響が小さいこと、現道に近いため工事用道路も容易に計画できるため施工性に優れていること、計画延長が最も短いことなどから事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配の規定値を満たさない箇所が存在する上に、積雪や大雨による通行止め等が発生していることから車両の安全かつ円滑な通行に支障をきたしており、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通を確保する必要があると認められる。

また、豊岡市長を会長とする但馬・地域高規格道路推進協議会等から本件事業の早期完成を強く要望されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　兵庫県美方郡香美町役場及び同郡新温泉町役場